

業 務 概 要 書

1 業 務 名 百谷ダム観測機器保守点検業務委託（ゼロ県債）✓

2 業 務 場 所 鳥取市百谷外 ✓

3 履 行 期 間 令和9年3月12日限り ✓

4 業 務 内 容 設備点検
雨量観測設備 1式✓
水位観測設備 1式✓
気象観測設備 1式✓
地震観測設備 1式✓
非常警報設備 1式✓

百谷ダム警報・観測施設配置図



数量総括表

[illegible]

設備数量表

種別等	点検種別・設備		単位	数量	摘要
設備点検					
	雨量観測設備点検				
	上流雨量観測所				
		雨量計	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		観測局装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		無停電電源装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		耐雷トランス	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
	水位観測設備点検				
	ダム管理棟				
		水位計	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		観測局装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		耐雷トランス	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
	気象観測設備点検				
	ダム観測局				
		風向風速計	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		温度計	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		観測局装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		無停電電源装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		耐雷トランス	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
	東部事務所				
		監視局装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		無停電電源装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
	地震観測設備点検				
	ダム観測局				
		強震計測装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		無停電電源装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
	東部事務所				
		地震情報システム	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		無停電電源装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
	非常警報設備点検				
	ダム管理棟				
		放流警報局装置	基	1 /	年2回(6ヶ月毎)点検
		無停電電源装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		延線スピーカー局	基	1 /	年2回(6ヶ月毎)点検
	滝山警報局				
		放流警報局装置	基	1 /	年2回(6ヶ月毎)点検
		無停電電源装置	基	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		延線スピーカー局	基	1 /	年2回(6ヶ月毎)点検
	立川警報局				
		放流警報局装置	台	1 /	年2回(6ヶ月毎)点検
		無停電電源装置	台	1 /	年1回(12ヶ月毎)点検
		延線スピーカー局	基	1 /	年2回(6ヶ月毎)点検 ※令和8年度～

百谷ダム観測機器保守点検業務委託（ゼロ県債） 特記仕様書

1 目的

この仕様書は、百谷ダム観測機器保守点検業務委託（以下「保守点検業務」という。）の実施に当たって、受託者が遵守すべき点検作業の仕様を定め、もって当該保守点検業務の適正な執行を期することを目的とする。／

2 定義

この仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。／

(1) 指示

委託者の発議により委託者が受託者に対し、保守点検業務に関する方針、基準又は計画等を指示し、実施させることをいう。／

(2) 承諾

受託者の発議により受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。／

(3) 協議

委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。／

(4) 立会

仕様書、設計図書等に示されたものについて、委託者が臨場し、内容を把握することをいう。／

3 監督員

この仕様書において「監督員」とは、知事の命令又は委任を受けて当該保守点検業務の執行について受託者又はその者の現場代理人を指示監督する者をいう。／

4 管理技術者等

(1) 受託者は、調査業務の着手の日までに「管理技術者」及び「現場代理人」を定め、委託者に通知するものとする。／

(2) 管理技術者は、契約図書に基づき、保守点検業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。／

(3) 管理技術者は、調査業務の履行に当たり技術上の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。／

(4) 現場代理人は、調査業務において、その運営及び取締りを行うものとする。／

(5) (1) から (4) までの規定は、受託者が管理技術者又は現場代理人を変更した場合に準用する。／

5 業務位置

鳥取市百谷外／

6 履行期間

契約日から令和9年3月12日まで／

7 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに次の図書を提出するものとする。／

- ・管理技術者等選任通知書 2部／
- ・点検作業実施計画表 2部／
- ・各作業内容及び作業要領等を説明する書類（作業要領書） 1部／

(2) 受託者は、当該保守点検業務の完了後、次の成果品等を提出するものとする。／

- ・保守点検作業報告書 1部（年点検、6ヶ月点検）
- ・業務委託完了通知書 2部／

8 点検整備対象設備

- (1) 雨量観測設備（雨量局雨量計 等）
- (2) 水位観測設備（ダム水位計 等）
- (3) 地震観測設備（ダム管理所地震計 等）／

- (4) 気象観測設備 (ダム管理所風向風速計、温度計、湿度計 等) ✓
- (5) 非常警報設備 (ダム警報局非常警報用ラックアンプ、トランペットホーン、立川・滝山警報局サイレン等) ✓

※各設備に係る東部庁舎鳥取県土事務所内の表示器を含む

※設備 (1) (2) (3) (4) は、年1回点検を実施する ✓

※設備 (5) は、年2回点検を実施する ✓

9 適用規格等

本保守点検業務には、この本仕様書によるほか、下記の規格を準用するものとする。

- ・電気通信施設点検業務共通仕様書(案)(令和3年11月国土交通省大臣官房技術調査課)
- ・電気通信施設点検基準(案)(令和2年11月国土交通省大臣官房技術調査課)
- ・その他関係諸規定

10 保守点検の時期及び方法等 ✓

観測機器の年点検整備は出水期前の6月9日までに終わるものとする。点検に当たっては、当該機器の取扱説明書等による注意事項に留意し行うこと。設定等については必要に応じて製造メーカー等に確認を行い、誤った操作等を行わないよう注意すること。点検整備実施後、点検結果を速やかに監督員へ報告し、各年度の実務完了時に点検記録等を取りまとめ、点検・整備業務報告書及び履行写真を発注者へ提出するものとする。✓

- ・外観及び機構確認 ✓
- ・機器の内外部点検清掃
- ・定期交換部品の交換 ✓
- ・観測機器及び出力機器の作動確認試験
- ・総合動作確認試験 ✓
- ・実吹鳴動作試験 (非常警報設備のみ) ✓

※ 実吹鳴動作を行う場合は、あらかじめ関係地区への周知が必要なため、ダミーロードを使用して総合動作試験を実施し、実吹鳴は点検者に聞き取れる程度で行っても良いものとする。✓

なお、必要に応じ、試験データの印字出力及び作業写真を撮影すること。

11 保守点検作業実施の連絡 ✓

受託者は、保守点検作業を実施する前には日程及び実施内容等を監督員に連絡し、監督員の了解を得た上で作業を実施するものとする。✓

12 保守点検業務に伴う災害の発生の防止 ✓

受託者は、「土木工事安全施工技術指針(令和4年2月国土交通省大臣官房技術調査課)」及び知事が別に定める「測量作業等における保安施設設置基準」等を参考にし、常に保守点検作業の安全に留意し、当該業務に伴う災害の発生の防止に努めなければならない。✓

13 他人の土地の立入り

- (1) 受託者は、保守点検作業を行うため他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめその旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。✓
- (2) 受託者は、他人の占有する土地に立ち入って保守点検作業を行うに当たり、当該作業の障害となる植物又は垣、柵等を伐除しようとするときは、あらかじめ、当該障害物の所有者又は、占有者の同意を得なければならない。✓
- (3) 前項の規定により、障害物の伐除に要する費用は、受託者の負担とするものとする。

14 保守点検作業時の取替部品の取扱い ✓

- (1) 点検整備作業により、機器及び部品の取替えが必要であると判断される場合は、速やかに監督員に報告すること。✓
- (2) 点検作業に必要な軽易な点検器具及び消耗品については、受託者の負担とするものとする。

1.5 保守点検作業の完了

- (1) 受託者は、保守点検作業を終了する場合は、各機器を正常な稼働状態に復旧させること。
- (2) 監督員が(1)の状態を確認したことにより、保守点検作業の完了とする。

1.6 部分引渡し

当業務について、年度毎に同一の点検作業を実施することとしているが、年度毎の保守点検業務報告書について検査を受けて引渡しを行うこと。

1.7 積算

本業務の業務費の構成及び諸経費については、「電気通信施設点検業務積算基準(案)(令和3年12月国土交通省大臣官房技術調査課)」を準用して積算している。

1.8 特記事項

- (1) この仕様書に記載されていない作業でも、各設備を円滑に運用するために保守上必要と認められる作業については、この仕様書に含まれるものとする。
- (2) 保守点検作業中に誤って保守点検対象外の設備及び機器を損傷させた場合は、受託者の責任により速やかに修理・補修するものとする。
- (3) 発熱を伴う電気器具及び火気等を使用した時は、使用后十分な安全確認をした上で収納するとともに、作業後は整理整頓すること。
- (4) 本業務の前払金又は部分払いの請求は令和8年4月1日以降に行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議して定めるものとする。

(受注者発議用)

業務委託に関する協議書

業務名				位置			
受注者							
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
委託料	円						
協議事項							
上記のとおり協議します。					管理・主任技術者		
令和 年 月 日							
承諾・指示の回答希望期限日 令和 年 月 日		左記日程を希望する理由					
受付確認課長補佐 (主任調査員) 印							
回答理由							
概算増減額	約 千円 増・減						
上記のとおり(承諾・指示)してよろしいか伺います。							
令和 年 月 日							
所長	副所長	課長	合議	調査職員			
上記のとおり(承諾・再協議)します。				調査職員			
令和 年 月 日							
(上記のとおり承諾・別添のとおり再協議)します。				管理・主任技術者			
令和 年 月 日							